

仮想通貨の売買等に関するご説明

(契約締結前交付書面)

この書面には、仮想通貨の売買等を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

また、特に、以下の点にもご留意ください。

- 取引対象である仮想通貨の価格変動により損失が生じる可能性があります。
- 当社における仮想通貨の取引は、当社とお客様との間の相対取引（店頭取引）により行います。
- 当社においてご購入いただいた仮想通貨及び外部から当社に入庫いただいた仮想通貨は、当社の指定するハードウェア・ウォレット以外には、出庫することができません。

なお、この書面は、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第 16 条及び第 17 条の規定によりお渡しするものです。

当社の概要

商号： SBI バーチャル・カレンシーズ株式会社
本店所在地： 〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-1
主な事業： 仮想通貨交換業
登録番号： 関東財務局長第 00005 号
設立年月： 2016 年 11 月 1 日
資本金： 金 19 億 8,000 万円（資本準備金を含む）（2019 年 1 月 31 日現在）
加入協会： 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会
連絡先： カスタマーセンター（03-6779-5110）までご連絡ください。
受付時間は、年末年始を除く平日午前 9 時から午後 5 時までです。

2019年1月

SBI バーチャル・カレンシーズ株式会社

仮想通貨取引に係るご注意

1. 仮想通貨は、本邦通貨及び外国通貨とは異なります。

当社の取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、特定の国家又は特定の者によりその価値が保証されているものではありません。

2. お客様に対する情報の提供

① お取引の内容

当社の仮想通貨取引のサービス（VCTRADER）を通じて、当社が取り扱う仮想通貨の現物売買取引を行うことができます。当社が取り扱う仮想通貨は、ビットコイン、エクスアールピー、ビットコインキャッシュ及びイーサリアムです。お取引の方法等については、「5. お取引」をご確認ください。

② リスクのご説明

お客様は、当社の取り扱う仮想通貨の価値の変動を直接の原因として損失を生じる可能性がありますので、取引にあたってはご注意ください。また、当社の取り扱う仮想通貨のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。詳しくは、「1. 仮想通貨取引に係るリスクのご説明」をご確認ください。

③ 分別管理の状況

当社は、お預りする日本円資産は、住信 SBI ネット銀行のお客様預り金専用口座にて、当社の資産とは明確に分別して管理しています。また、お預りする仮想通貨は、当社が保有する仮想通貨とは明確に分別して管理いたします。詳しくは、「8.1 分別管理」をご確認ください。

④ 手数料など諸費用

お客様からいただく手数料等は、入出金について「3.5 入出金と手数料」及び「3.6 出金方法と出金手数料、組戻し手数料」、仮想通貨取引について「5.9 手数料」をご確認ください。

⑤ お客様からの苦情等

お客様からのご相談の窓口、苦情処理措置・紛争処理措置については、「10. 苦情処理措置等」をご確認ください。

⑥ クーリングオフ

仮想通貨の売買にクーリングオフは適用されません。すなわち、特定商取引に関する法律第 26 条第 1 項第 8 号二、特定商取引に関する法律施行令第 5 条、同施行令別表第 2 第 49 号により、仮想通貨の売買に、同法第 2 章第 2 節（訪問販売）、第 3 節（通信販売）及び第 4 節（電話勧誘販売）は適用されません。

仮想通貨の出庫サービスについて

当社の仮想通貨の出庫サービスは、他社が提供するサービスと異なりますので、当社への仮想通貨の入庫及び当社での仮想通貨の購入の前に、以下でご説明する点にご留意ください。

1. 仮想通貨の出庫サービス

- ① 当社の出庫サービスは、送付先を、当社が指定するハードウェア・ウォレットである Cool X Wallet（以下、「CXW」といいます。）に係るアドレスに限定します。
- ② CXW に係るアドレスには、当社の関与なく、お客様が自由に仮想通貨を入出庫することができます。（但し、CXW が対応している仮想通貨の種類には限りがあります。）
- ③ CXW に関する④に記載したサービスは、当社の関連会社である株式会社 SBI BITS（以下、「BITS 社」といいます。）がお客様にご提供します。
- ④ BITS 社は、お客様に対して、(1) CXW の貸与サービス、及び (2) CXW の紛失・故障時に備えて、シード管理サービス、及び再製した秘密鍵を使用した仮想通貨の回復サービス（別途、CXW の再発行が必要となります。）を提供させていただきます。お客様には、かかるサービスの手数料をご負担いただきます。
- ⑤ CXW の設定及び配送にはお時間をいただくこととなります。このため、お客様のご希望するタイミングで、当社からの出庫を行うことができない場合がございますので、ご注意ください。
- ⑥ CXW に関する情報（手数料、入手方法、ご利用上の注意等）は、BITS 社が運営するウェブサイト（<https://www.sbicxw.com/>）で提供しております。

2. 仮想通貨の送付先アドレスを限定させていただく背景

当社は、当社の業務がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を助長・促進せず、これに関与しないことを第一に考えております。かかる観点から、仮想通貨の出庫にあたり、送付先アドレスの秘密鍵を管理している者の確認ができない状況を問題視し、その実現方法を検討してまいりました。当社は、本人確認済みのお客様のご住所に CXW を本人限定郵便にて送付する方法で、CXW に係るアドレスとご本人様とを紐づける方式を採用することといたしました。なお、今後、上述の要請とお客様の利便性との適切なバランスを継続的に模索し、よりお客様の利便性に配慮したサービスを展開するよう努力してまいります。

1. 仮想通貨取引に係るリスクのご説明

仮想通貨取引にあたっては、以下でご説明するリスクにご留意ください。

1.1 価格変動リスク

仮想通貨の価格は、その仮想通貨の需給、仮想通貨市場全体の需給、法定通貨及び金融商品市場の動向等により価格が変動します。また、仮想通貨に関する法規制はまだ定まっておらず、規制当局及び規制の動向も価格の変動を引き起こす可能性があります。このような価格変動の結果、仮想通貨の価格が下落し、損失を被る可能性があります。最悪の場合は、仮想通貨の価値がゼロとなる可能性もあります。

1.2 仮想通貨の移転の仕組みが破たんするリスク

仮想通貨の移転等を支えるコミュニティの崩壊等により、仮想通貨の移転が不可能となる可能性があります。また、その他の理由等に起因し、最悪の場合は、仮想通貨の価値がゼロとなる可能性もあります。

1.3 需給の不足に伴うリスク

仮想通貨は一般的に、法定通貨と比較して流動性の面で劣ります。このことに起因して、お客様の望むタイミング及び数量における売買に関して、需給のバランス次第で取引可能な量が十分でないことにより、円滑な売買が実現しない可能性があります。

1.4 国・地域における規制が行われるリスク

特定の国及び地域においては、仮想通貨の売買及び保有が法律等で禁止されている場合があります。そのことを原因として、その国及び地域における仮想通貨の売買及び保有が著しく困難若しくは不可能となる可能性があります。その結果、仮想通貨の需要が細り、価格が下落する可能性があります。

1.5 当社の破たんリスク

お客様からお預りしている金銭及び仮想通貨は、当社保有の金銭及び仮想通貨と分別管理しています。しかし、万が一、当社が倒産したケースにおいては、当社の債務を当社の固有財産で完

済できない場合、お客様からお預りしている金銭及び仮想通貨を当該債務の弁済に充てる結果となり、お客様に金銭及び仮想通貨の全部又は一部を返還できない可能性があります。

1.6 お預りしている仮想通貨が流出するリスク

ハッキング等のサイバー攻撃を通じて、当社がお客様からお預りしている仮想通貨を記録しているウォレットのパスワード又は秘密鍵を第三者に知られた場合、そのウォレットに記録されている仮想通貨が不正流出する可能性があります。当社の財政状態次第では、かかる流出に伴うお客様の損失を補てんすることができない可能性があります。

1.7 システム障害に伴うリスク

当社は、災害、公衆回線の通信障害、仮想通貨の価値移転記録の仕組みにおける記録処理の遅延、その他の当社が管理できない事情により生じたお客様の逸失利益について責任を負いません。このため、かかる逸失利益を喪失するリスクがあります。

1.8 特定の仮想通貨の取引が困難となるリスク

地震や洪水といった天変地異、戦争、テロ、政変・法律の改正、規制強化、仮想通貨事情の急変など、特殊な状況下で特定の仮想通貨の取引が困難又は不可能となる可能性があります。

1.9 決済完了性がないリスク

当社が取り扱う仮想通貨のうちビットコイン、ビットコインキャッシュ及びイーサリアムについては、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。

1.10 ハードフォークによる分岐リスク

当社が取り扱う仮想通貨のうちビットコイン、ビットコインキャッシュ及びイーサリアムについては、ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果、発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。

1.11 51%攻撃リスク

当社が取り扱う仮想通貨のうちビットコイン、ビットコインキャッシュ及びイーサリアムについては、悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

1.12 バリデーターのリスク

当社が取り扱う仮想通貨のうちエックスアールピーについては、信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータを改ざんされる可能性があります。

1.13 ソフトウェア不具合のリスク

当社が取り扱う仮想通貨のうちエックスアールピーについては、ソフトウェアの新しいバージョンがアップデートされる前に入念な検証を行っており不具合の可能性を最小化しています。しかし、ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できません。

1.14 営業時間外の価格変動リスク

当社の営業時間外はお取引をいたしません。このため、営業時間外に仮想通貨の価格が大きく変動した場合、お客様が損失を被る可能性があります。なお、この結果お客様が被った損失について、当社は一切責任を負いません。

1.15 秘密鍵の紛失等に係るリスク

お客様からお預りしている仮想通貨は、当社が秘密鍵を管理するウォレットに記録しています。かかる秘密鍵を当社が紛失することにより、そのウォレットに記録されている仮想通貨を外部に送付できなくなり、結果として、お預りしている仮想通貨の価値が喪失するリスクがあります。

1.16 その他のリスク

仮想通貨は発展途上であり、日々、仮想通貨の基盤となる技術の開発・改良が進められています。その過程で、現時点では、予測できない脆弱性などが発見され、仮想通貨の資産価値を脅かすリスクとして顕在化する可能性は否定できません。このため上述したリスク以外にも、今後、リスクは生じ得ることにご留意ください。

2. 仮想通貨取引

2.1 VCTRADE

お客様は、当社の仮想通貨取引のサービス「VCTRADE」（以下「VCTRADE」といいます。）において、仮想通貨のお取引をいただくことになります。

2.2 取引の態様

VCTRADE におけるお取引のうち、当社とお客様との間の仮想通貨の店頭取引は、資金決済法第2条第7項第1号所定の「仮想通貨の売買」に該当し、お客様から金銭及び仮想通貨をお預りすることは、同項第3号所定の仮想通貨の売買に関して「利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること」に該当します。

2.3 仮想通貨取引の概要

VCTRADE におけるお取引の概要は以下のとおりです。

取引形態	店頭取引（当社とお客様の相対取引） 当社はおお客様に対し売付価格又は買付価格の提示を行います。
営業日	休業日は基本的にございません
取引時間 （日本時間）	午前7時～翌午前6時（23時間） ※臨時システムメンテナンスを要する時間帯、又はメンテナンス時間終了直後の時間帯は、マーケットの状況やシステムメンテナンスの稼働等によって、お客様の意図した取引ができない場合があります。
メンテナンス 時間	毎日午前6時～午前7時 ※臨時メンテナンスを実施する場合があります。
注文受付時間	原則として、売買注文の受け付けにつきましては取引時間内に受け付けます。 （システムメンテナンス時を除く。）
取引日	定期メンテナンス終了時刻から翌日定期メンテナンス開始時刻に至るまで（日本時間午前7:00～翌午前6:00）をひとつの「取引日」とし、定期メンテナンス終了時刻から翌日0:00（日本時間）に至るまでに約定した取引の取引日は当日日付、0:00から定期メンテナンス開始時刻に至るまでに約定した取引の取引日は前日付とします。

約定日	取引が約定した時刻が属する日本時間での暦日を「約定日」とします。
受渡日	取引日の1銀行営業日後。（日本の銀行営業日に準じます。）
取引手数料	無料
日計り取引	受渡日を待たずに買い付けた仮想通貨を売却することができます。
買付余力・売却可能数量	仮想通貨を買い付ける場合には、預り金の範囲（当日売却の場合は当該売却金額が含まれます。）で買い付けができます。仮想通貨の売却する場合には、VCTRADEの預り仮想通貨残高の範囲（当日買い付け分を含みます。）で売却できます。
取扱通貨ペア	日本円（以下「円」といいます。）での下記通貨の購入・売却を取り扱います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ビットコイン（以下「BTC」といいます。） ・エクスアールピー（リップルの仮想通貨名です。以下「XRP」といいます。） ・ビットコインキャッシュ（以下「BCH」といいます。） ・イーサリアム（以下「ETH」といいます。） （以下、各名称はそのまま通貨単位としても用います。）

3. 口座開設とご入金

VCTRADE をご利用いただくには、VCTRADE にて新規口座開設登録を申し込みいただき、口座を開設した後に預り金を入金いただく必要があります。

3.1 口座開設の流れ

ご利用開始の流れは、おおまかに下記のとおりです。

- ① 当社のウェブサイトにてメールアドレスをご登録ください。
- ② 当社のウェブサイトから、電子的に交付されるこの書面及び約款を事前に必ずお読みください。
- ③ この書面及び約款を理解いただいたうえで、当社ウェブサイトから口座開設をお申込みください。その際に本人確認書類の提出が必要となります。ウェブでデータをアップロードいただく、又は当社宛に郵送で送付して、ご提出いただきます。
- ④ お申込みいただいた情報をもとに当社にて所定の審査をさせていただきます。
- ⑤ 当社基準を満たすお客様に限り、専用の取引口座を開設し利用いただくための取引パスワードをご案内する書面を簡易書留郵便（又はそれに相当する手段）でお送りします。
- ⑥ 提携する金融機関よりオンライン入金にて VCTRADE の口座にご入金ください。
- ⑦ 当社でご入金を確認できましたら、当社ウェブサイトにごログインしてお取引いただけます。

3.2 口座開設審査

口座開設の審査にあたっては、必要に応じて電話による聴き取り、追加の資料提出の依頼をさせていただく場合がございます。審査の詳細や基準、個別の審査結果や判断理由といった情報は、一切開示しておりません。口座の開設に年齢制限を設けております（満 20 歳以上）。また、法人口座の開設は受け付けておりません。なお、以下の者に該当する場合は、口座の開設をお断りさせていただいております。これらの者に該当することが口座開設後に判明した場合は、すみやかに取引の停止及び口座の解消を実施させていただきます。

① 外国 PEPs (Politically Exposed Persons) に該当する方

外国 PEPs とは、次に掲げるいずれかの者をいいます。

- あ. 外国の元首及び過去に外国元首であった者
- い. 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
 - イ. 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
 - ロ. 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - ハ. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ニ. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ホ. 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
 - ヘ. 中央銀行の役員
 - ト. 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- う. あ. 及びい. の家族（配偶者（含事実婚）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子。）
- え. あ. ～う. が実質的支配者である法人

② 反社会的勢力に相当する方

当社は、犯罪収益の移転の防止に関する法律（以下「犯収法」といいます。）に基づき、厳格な取引時確認（お客様の氏名、住所、生年月日、取引の目的、職業の口座開設時とは別の本人確認書類等による確認、並びに一定金額以上の財産の移転を行うに際しての資産及び収入の確認）及び一定金額以上の仮想通貨の取引又は移転に際し、当該取引又は移転の都度、取引時確認を行う場

合があります。また、当社は犯収法で定める場合以外にも、お客様の仮想通貨の取引状況や態様が当社の定める基準に合致した場合は、お客様の取引時確認、取引状況の確認、必要書類の徴求等の当社の求める確認をする場合があります。

ご注意：第三者のための口座開設及びこれに類する行為

お客様の名義をもって、第三者のために口座の開設又は取引をさせること、並びに第三者の資金の資金でお客様が仮想通貨の取引を行うことはできません。万が一、そういった事実が認められた、又はこれに類する「なりすまし行為」があった場合は、お客様に犯収法に基づいて厳格な取引時確認を実施させていただきます。

3.3 本人確認手続と口座名義

- ① お客様は、VCTRADE の利用に際しては、本人確認書類に記載の住所及び氏名を使用していただく必要がございます。お客様の本人特定事項等（お客様の氏名、住所、生年月日、職業、取引の目的）に変更があった場合には、速やかに当社に変更の手続きを行ってください。当社は、犯収法及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でパスワード通知書面を送付します。
- ② お客様からお預りした金銭の出金を希望されるお客様は、出金先の銀行口座をあらかじめ当社に届けさせていただきます。お届けいただく銀行口座は、口座開設者ご本人様名義に限ります。当社は出金をご本人様名義の銀行口座宛てであることを確認した上で、出金手続きを行います。
- ③ 住所及び氏名を含む各種お届け出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所などの変更があった場合には、当社は犯収法及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによつて生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

3.4 口座の解約

① 解約の申請方法

仮想通貨取引の口座を解約する場合は、カスタマーセンターにお申し出ください。解約する場合には、お客様ご自身で、当社口座にある仮想通貨の売却及び金銭のお引出しを済ませてくださいますよう、お願いいたします。

② 解約に伴う費用

解約のお手続きの時点で、VCTRADE の口座にある金銭及び仮想通貨について、仮想通貨が取引の最小単位に満たない場合、及び、仮想通貨を売却しても金銭が出金手数料に満たない場合、解約に伴う費用として当社が申し受けます。

3.5 入出金と手数料

① 口座開設手数料と口座管理料

VCTRADE の口座開設手数料、口座管理料は無料です。

お客様は VCTRADE に口座を開設して入金することで取引いただけるようになります。出金するには、VCTRADE の口座開設者と同じ名義人名の銀行口座を VCTRADE に登録していただくことが必要です。

② 入金方法と入金手数料、組戻し手数料

お取引にあたっての日本円のご入金には住信 SBI ネット銀行の即時決済サービスをご用意しています。ご入金の際は住信 SBI ネット銀行にご本人様名義でお振込いただく必要がございますので、ご本人様名義の口座をご用意ください。振込手数料は当社負担です。

※ 高額の入出金を行う場合は、あらかじめ当社カスタマーセンターにご連絡いただいたうえで、入金していただくことを推奨いたします。

※ ご本人名義以外の口座からの入金処理をされた場合、VCTRADE 口座に入金できませんので、別途、送金組戻の処理をご依頼させていただきます。

3.6 出金方法と出金手数料、組戻し手数料

① お客様は出金可能金額の範囲内で登録された銀行口座へ出金できます。1 銀行営業日の出金上限金額は 1 億円（手数料込）となります。出金の依頼は、休日を含む 24 時間（ただし、システムのメンテナンス時を除きます。）可能です。具体的には、取引画面にて指定する方法によって出金依頼を行ってください。なお、出金可能金額は当社ウェブサイト上の出金手続き画面でご確認ください。

- ② 出金のお手続きから当社での出金処理までは1銀行営業日かかります。ただし、メンテナンス等により、変則的に1銀行営業日以降になる場合があります。その場合はあらかじめご案内します。
- ③ 出金には出金手数料がかかります。出金手数料は以下のとおりです。

出金先金融機関	出金額 3万円未満	出金額 3万円以上
住信 SBI ネット銀行	51 円	
住信 SBI ネット銀行以外の金融機関	165 円	258 円

出金先口座の名義相違等によりご指定の口座に着金ができなかった場合は、上記出金手数料を差し引いた額をお客様の預り金に戻します。なお、出金先口座の名義相違等は、出金先銀行からの通知により判明しますので、出金後、数日かかることがあります。また、当社から組戻しを依頼する必要がある場合、住信 SBI ネット銀行でかかる組戻し手数料は以下のとおりです。

組戻し手数料	864 円
--------	-------

4. 取り扱う仮想通貨の概要

当社が取り扱う仮想通貨は、BTC、XRP、BCH 及び ETH です。各仮想通貨の概要は本書末尾をご覧ください。

5. お取引

5.1 注文での指示事項

お客様は、VCTRADER の画面に発注に必要な以下の事項を入力することで、仮想通貨取引の発注ができます。

- ① 注文する仮想通貨
- ② 売付取引又は買付取引の取引種別
- ③ 注文条件（成行注文、価格指定注文の別）
- ④ 数量条件（注文数量又は注文金額（数量条件））
- ⑤ 執行数量条件（全量執行か一部執行かの別）
- ⑥ その他お客様の指示によることとされている事項

5.2 注文条件

① 成行注文

取引価格を指定しない注文。疑似的な成行注文であり、買い注文は表示価格+5%の価格の指値注文、売り注文は表示価格-5%の価格の指値注文として発注し、その価格の範囲内で約定します。確認画面における表示取引価格は参考値であるため、必ずしも約定価格と同一であるとは限りません。お客様が発注ボタンを押下してから、お客様の注文を当社で受信するまでの間に取引価格の変動がある場合は、発注時点の取引価格とは異なる取引価格で約定します。

② 価格指定注文

約定する取引価格を指定して不利な条件では約定させない注文。買い注文は指定した価格以下、売り注文は指定した価格以上の価格の範囲内で約定します。ただし、買い注文の場合は表示買値より+20%超の価格指定、売り注文の場合は表示売値より-20%超の価格指定を行うことはできません。

5.3 数量条件

① 数量指定

売買する仮想通貨の数量を指定する方法です。成行注文と組み合わせて買い注文を出す場合は、買付数量と表示価格の1.05倍の余力が必要となります。たとえば、表示買値が100円/XRPのときに5,000円入金して、買付数量50XRPで成行注文を行うと、預り金不足でエラーとなります。成行注文の場合は、表示価格の最大1.05倍の価格で買う可能性があるため、表示買値が100円/XRPでも、50XRP成行注文で発注するためには、 $100 \times 1.05 \times 50 = 5,250$ 円以上の買付余力が必要となります。

② 金額指定

売買する仮想通貨の数量を指定した日本円金額の範囲内とする方法です。金額指定時は指定した日本円金額で注文可能である、当社の注文数量の条件（発注単位、最少数量等）を満たす仮想通貨の数量に換算し発注します。たとえば、取引単位が10XRP単位であるXRPについて、価格指定注文101円/XRPかつ金額指定3,000円の買い注文を出した時、3,000円を超えない範囲である最大発注数量20XRP（2,020円相当）に換算されます。当該注文が101円/XRPで約定した場合、買付余力から代金2,020円が差し引かれます。

また、金額指定の場合、買い注文は指定金額を下回る約定、売り注文の場合は指定金額を上回る約定となる可能性があります。たとえば、XRP の 3,000 円の売り注文を出した時、発注時点で 100 円/XRP だったため 30XRP に換算し、その後システムで売却する瞬間に 110 円/XRP に高騰していたような場合、30XRP 売却して指定の 3,000 円より多い 3,300 円を受け取ることになります。

③ 注文に関する数量制限に関して

当社の現物取引における 1 注文当たりの限度額は以下の通りです。

		XRP	BTC	BCH	ETH
日本円の金額	注文金額※ 1	500 円～500 万円			
	呼値	1 円単位			
仮想通貨の 数量	注文金額 ※ 1、2	10～ 70,000XRP	0.0001～ 5BTC	0.0001～ 40BCH	0.0001～ 150ETH
	呼値	10XRP	0.0001BTC	0.0001BCH	0.0001ETH

※ 1 上記の数量制限は、日本円の金額及び仮想通貨の数量の両方が適用されます。売却時は 500 円未満でも発注が可能です。

※ 2 注文に関する数量制限は、それぞれの通貨価値の変動によって定期的に見直されるため、当社ウェブサイトで明示します。

5.4 執行数量条件 (FOK、IOC)

VCTRADE の執行数量条件は通常 FOK となっております。注文画面にて「一部約定する」を選択すると IOC となります。

① FOK (Fill or Kill)

注文した数量すべてが即座に約定しなかった場合は当該注文をキャンセルします。

② IOC (Immediate or Cancel)

注文した価格かそれよりも有利な価格で即時に約定可能な数量を約定させ、約定しなかった一部あるいは全部をキャンセルします。

5.5 受付・変更・取消

① 注文の受付

お客様が VCTRADE を利用して注文する時は、注文内容を入力後、その内容を確認の上送信し、その内容を当社が受信した時点で受け付けたものとします。お客様が行った注文の内容が、法令、その他の諸規則等に反するものであった場合や当社が不相当と判断した場合には、一部又は全部の注文の執行を行わないこともあります。お客様の入力ミス等の事由によってお客様の意思に反して約定した場合であっても、当社は責任を負いません。

② 注文の変更・取消

お客様の注文は、即時約定又は失効するため、変更又は取消を行うことはできません。

5.6 注文受付の停止

当社が「取引約款」、「契約締結前交付書面」等の重要書類を変更等により再交付した際、お客様が、その内容について、当社が指定する期日までに確認の上、承諾をいただけない場合、VCTRADE の新規注文を停止するなどの措置をとる場合がございます。また、以下に掲げる場合、当社は、全部又は一部の仮想通貨の銘柄に関し、お客様の新たな注文の受け付けを停止することがあります。

- ① 当社システムの状況に障害が生じ、取引の継続が困難と判断した場合
- ② 当社の販売可能な仮想通貨の数量を超えた仮想通貨の買い注文をいただいた場合
- ③ 当社の指定するマーケットメイカーとの取引を当社が一旦停止させた場合、又はマーケットメイカーが気配の提示を行わなかった場合その他の当社のカバー取引に影響を与える事象が生じた場合
- ④ 短期間に大量の注文が流入した場合など、仮想通貨の取引状況に著しい影響を与える事態が発生したと当社が判断した場合
- ⑤ 上記①から④までの事由のほか、当社が必要と判断した場合

5.7 取引を一時中断し、再開する際の注文処理

約定処理の一時中断後における再開時においては、通常と同様に当社による価格提示を再開し、時間優先の原則のもと、お客様の注文の処理を行うものとします。

5.8 約定（売買の成立）

約定は、時間優先により、お客様からいただいた注文が当社の提示する売付価格又は買付価格に合致（お客様の注文価格が当社の提示価格より有利な価格となる場合も含まれます。）する場合に約定は成立します。

また、現物取引が成立した後に、成立した取引を訂正することはできません。また、市場の状況によっては、1回の注文が複数の約定に分かれる可能性があります。たとえば、100BTCを成行で発注した場合、70BTCを価格120万円で、30BTCを価格121万円で、それぞれ約定することがあります。

5.9 手数料

① 取引手数料

現物取引の手数料はございません。当社は、手数料を実質的に含めた額で仮想通貨の売買価格（レート）をお客様に提示しております。

② その他の手数料

現物取引に関してその他の手数料はございません。

5.10 購入代金及び売却手取金の小数点以下の取扱い

購入代金（円）について小数点以下を切り上げ、売却手取金（円）については切り捨てて処理をいたします。

5.11 公正な取引価格を提示・約定するための方針・仕組み

当社は、お客様に提示する取引価格に関して、他の複数の仮想通貨取引所の取引価格との比較を常時行っております。当社の提示する取引価格が、それらの価格から大幅に乖離した場合、公正な取引価格を

提示及び約定するために、当社による価格提示を一時的に停止することがあります。

5.12 カバー取引

① カバー取引の実施方針

当社はお客様との相対取引に際し、原則として、当社が契約するマーケットメイカーとの間でカバー取引を行います。当社は、仮想通貨のポジションリスクをとらないかたちで運営しておりますので、当社とお客様との相対取引の裏では必ず、当社とマーケットメイカーとのカバー取引が存在します。

② 主要なカバー取引先に関する情報

当社がカバー取引を行う主要な相手先は以下の通りです。

通貨ペア	主要なカバー相手先
XRP/JPY、BTC/JPY、BCH/JPY 及び ETH/JPY	SBI アルファ・トレーディング株式会社

③ その他参考事項

「①カバー取引の実施方針」でご説明したとおり、当社とお客様との間の相対取引は、原則として、当社とマーケットメイカーとの間の相対取引が存在する場合にのみ約定します。このため、当社がマーケットメイカーとの取引を停止する場合や、マーケットメイカーが取引価格の提示を行わない場合は、対象とする仮想通貨の取引又は取引価格提示を停止する措置を取ることがあります。

5.13 利益相反の防止及び軽減措置

当社は、利益相反の防止のため、当社内でディーリングを行っておりません。マーケットメイカーが当社の関連会社である場合は利益相反のおそれがありますが、他の取引所における取引実勢価格との比較を通じて、常時、マーケットメイカーが提示する価格の適切性に関する検証を行っています。

6. 仮想通貨の入出庫

「入庫」とは、お客様の仮想通貨を、当社が秘密鍵を管理するウォレットへの預け入れることをいいます。

す。「出庫」とは、当社がお客様からお預りした仮想通貨を当社以外の者が秘密鍵を管理するウォレットに送付することをいいます。

6.1 仮想通貨の入庫

① 入庫の方法

VCTRADE にて、入庫が可能な仮想通貨は当社の指定する種類の仮想通貨に限定されます。また、仮想通貨の入庫は、当社が仮想通貨及びお客様ごとに指定するアドレスに送付する方法により行います。指定するアドレス以外への送付、当社の指定する種類以外の仮想通貨の送付、当社の指定する識別情報を入力せずに行われる送付、その他、当社の指定する方法と異なるかたちで送付された仮想通貨について、当社はその仮想通貨の返還、その他一切の責任を負いません。

② 入庫された仮想通貨の取引余力への反映

入庫された仮想通貨は、当社が入庫にあたって実施する一連の確認手続きを完了した時点で口座に反映されます。このため、お客様の送付指示から VCTRADE におけるお客様の取引余力への反映までの間に、一定の時間がかかります。

③ 入庫に係る手数料

入庫にあたり、当社から手数料を申し受けることはございません。ただ、お客様の送付指示にかかる送付手数料（ブロックチェーン上に記帳するための費用を含みます。）はお客様のご負担とします。

④ 入庫の単位

仮想通貨の入庫は各仮想通貨の最小単位より受け付けいたします。

⑤ 入庫対象の仮想通貨

当社にて入庫可能な仮想通貨は、当社が別途指定する仮想通貨に限られます。

6.2 仮想通貨の出庫

仮想通貨の出庫については、本書 3 ページの「仮想通貨の出庫サービスについて」を併せてご確認ください。

① 出庫の方法

VCTRADE にて、出庫が可能な仮想通貨は当社の指定する種類の仮想通貨に限定されます。また、仮想通貨の出庫は、当社が指定する Cool X Wallet（以下「CXW」といいます。）のアドレスに送付する方法により行います。CXW 以外のアドレスへの送付は、当社が認める場合を除き、行いません。当社の指定する方法と異なるかたちで出庫指示された仮想通貨について、当社はその仮想通貨の返還、その他一切の責任を負いません。

② 出庫指示された仮想通貨の取引余力への反映

出庫指示された仮想通貨は、出庫指示を受け付けた時点で、取引余力から控除します。

③ 出庫に係る手数料

出庫にあたり、当社から手数料を申し受けることはございません。ただ、お客様の送付指示にかかる送付手数料（ブロックチェーン上に記帳するための費用を含みます。）は当社が負担いたします。

④ 出庫の単位

仮想通貨の出庫は各仮想通貨の最小単位より受け付けいたします。

ただし、以下の数量以上から受け付けいたします。

仮想通貨の種類	XRP	BTC	BCH	ETH
数量	10	0.0001	0.0001	0.0001
	XRP	BTC	BCH	ETH

⑤ 出庫対象の仮想通貨

当社から出庫可能な仮想通貨は、当社が別途指定する仮想通貨に限られます。

7. 口座凍結・注文制限

7.1 口座凍結

当社は、当社の定める基準に抵触された場合には、お客様の同意無く、取引停止、口座凍結の措置をとらせていただく場合があります。

7.2 注文制限

以下の注文を検知した場合、一時的に取引条件の変更、又は制限を加えさせていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- ① 端末機器、接続回線、又はプログラムの改変等を施して発注された注文及び当社がサーバ上で提供する取引システム以外のツール等を使用して発注された疑いのある注文
- ② 短時間に、頻繁に行われる注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステムに著しい悪影響を及ぼすと認められる注文
- ③ 自動売買プログラム等を使用していると推定される注文及び取引であって、他のお客様又は当社のシステム若しくはカバー取引等に著しい悪影響を及ぼすと認められる注文
- ④ その他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす又はその可能性がある注文

8. 利用者財産

8.1 分別管理

当社にお預けいただいているお客様の金銭及び仮想通貨は、当社の資産とは明確に区別のうえ、分別管理を行っております。当社は、以下の方法により顧客財産の管理を行っております。

① 日本円資産の分別管理

お客様からの預り金は、住信 SBI ネット銀行のお客様預り金専用口座にて、当社の資産とは明確に分別管理しています。

② 仮想通貨資産の分別管理

お客様よりお預りする仮想通貨は、当社が保有する仮想通貨とは明確に分別して管理いたします。
当該預り仮想通貨の保管専用のウォレットを設定し、保管を行っております。

8.2 利用者財産の安全管理

① 利用者財産の安全管理に関する概要

「8.1 分別管理」で説明したとおり、当社は、利用者財産を当社の固有財産と分別して管理しています。利用者財産のうち、金銭については、住信 SBI ネット銀行のお客様預り金専用口座に預金する方法で管理しています。利用者財産のうち、仮想通貨については、当該預り仮想通貨の保管専用のウォレットを設定し、保管を行っております。

② 利用者財産の安全管理に係る業務に要する設備及び人員並びに当該業務の運営方法

利用者財産のうち預り仮想通貨については、その送付のために必要となる秘密鍵を管理するための設備を設けております。かかる設備を運用するために十分な人員を確保するとともに、かかる人員による秘密鍵の運用方法を定めた社内規則を制定しております。

8.3 サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

サイバー攻撃の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた仮想通貨が漏えいした場合、法令に従いお客様が被った損害を賠償します。その時期は、個別具体的な漏えい事案に応じて、可及的速やかに実施することとします。その方法（仮想通貨又は金銭のいずれによる賠償か）は、漏えいした仮想通貨の種類ごとに、その調達の困難性、漏えいした後の値動き、その他関連する事情を踏まえ、当社によるお客様に対する損害賠償の時点において、お客様が適切に損害を回復できるかたちで決定することとします。

9. サービス停止等

9.1 サービスの停止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、VCTRADE、その他関連サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

① VCTRADE、その他関連サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又

は緊急に行う場合

- ② コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- ③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力により VCTRADE、その他関連サービスの運営ができなくなった場合
- ④ ハッキング・その他の方法による当社資産盗難の場合
- ⑤ VCTRADE、その他関連サービス提供に必要なシステムの異常の場合
- ⑥ アカウントの不正利用等の調査を行う場合
- ⑦ 仮想通貨の在庫状況等により、サービスの提供が困難な場合
- ⑧ その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

9.2 サービスの終了

当社は、当社の都合により、VCTRADE、その他関連サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。

9.3 免責

当社は、当社が行った措置に基づきお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

10. 苦情処理措置等

10.1 苦情への対応及び紛争の解決に向けた当社の基本方針

苦情への対応及び紛争の解決に向けた当社の基本方針は以下のとおりです。

- ① お客様から当社にお寄せいただきました苦情及びお客様との紛争（以下「苦情等」といいます。）は当社のマーケティング部にて記録管理のうえ、内容を精査いたします。

- ② マーケティング部は、苦情等に対する迅速・公平かつ適切な対応を図る観点から、お寄せいただいた苦情等へ対応方針を決定します。そのうえで、関連部署を指揮監督し、対応の進捗を管理する等、苦情への全般対応を行います。
- ③ 苦情等のうち、経営上重要と判断されるものについては、マーケティング部長から代表取締役及び担当取締役に報告いたします。
- ④ 監督官庁及び協会への紛争等の報告が必要な場合には速やかに行います。
- ⑤ 苦情等の分析及び評価、並びに顧客対応・事務処理の態勢改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定に資するために、マーケティング部はコンプライアンス部との間で、定期的に苦情等の内容及び対応結果を検討し、必要に応じて取締役会に報告します。
- ⑥ コンプライアンス部は、紛争に至った案件について、原因及び責任の所在を明確にするうえで必要な調査を行います。紛争当事者及び責任者の処分は、社内規則に基づいてこれを行います。

10.2 当社に対するお問い合わせ・苦情等に関するご連絡窓口

当社問合せ受付窓口は下記のとおりです。

SBI バーチャル・カレンシーズ カスタマーセンター

所在地：〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-1

電話番号：03-6779-5110

受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時受付（年末年始を除く）

10.3 利用する ADR（裁判外紛争解決手続）の名称及び連絡方法

当社に対する苦情のうち、裁判によらない話し合いでの解決を希望され、かつ紛争解決の経験豊富なあっせん人・仲裁人が中立・公正な立場で間に入ることを希望される場合は、以下の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センターにお問い合わせいただくことができます。

① 東京弁護士会・紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

受付時間：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9 時 30 分～12 時、13 時～15 時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階

なお、東京弁護士会・紛争解決センターの手の続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/nagare/>

② 第一東京弁護士会・仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

受付時間：月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）10時～12時、13時～16時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階

なお、第一東京弁護士会・仲裁センターの手の続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/adr/>

③ 第二東京弁護士会・仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）9時30分～12時、13時～17時

受付場所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階

なお、第二東京弁護士会・仲裁センターの手の続の流れは、以下のウェブサイトをご覧ください。
<http://niben.jp/soudan/service/chuusai/info01.html>

10.4 加入する協会における苦情受付

当社の加入する認定協会：一般社団法人日本仮想通貨交換業協会

電話番号：03-3222-1061

受付時間：月曜～金曜 9時30分～17時

【祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

メールアドレス：<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

11. 参考事項

11.1 課税上の取扱い

課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。通常、仮想通貨取引で得られた利益については、所得税が課税されます。

11.2 通知方法

当社からお客様への通知は、原則としてインターネットを利用し、当社の取引画面、電子メール、公式

サイトにて行います。ただし、当社が必要と判断する場合は、書面又は電話等の方法によって通知する場合がございます。

11.3 この書面等の変更

取引約款、この書面等、仮想通貨取引の内容については、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、先述の方法にてお客様に通知を行います。

11.4 その他

① 推奨動作環境

推奨動作環境は当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

② ダウンロード等について

お客様は、VCTRADE の利用にあたり、当社ウェブサイトから入手したアプリケーション等をご利用になる場合には、バックアップをとる等してお客様が保有する情報の消滅や改変、機器の故障、損傷等により被害が生じないよう十分ご注意ください。当社はお客様に発生したかかる損害について一切責任を負いかねます。

③ 取引記録等の閲覧

当社は、取引の都度、取引状況が記載された取引明細を作成し、お客様に電子的に閲覧可能にいたします。定期的に内容をご確認いただき、記載内容に疑義がある場合は、速やかに当社カスタマーセンターまでお申し出ください。また、重要と思われるものは印刷して保管されることをお勧めします。お取引に係る記録については、翌営業日までに当社ウェブサイト内の取引明細で閲覧可能にします。

④ この書面及び当社約款の閲覧

この書面及び当社の約款は、システムメンテナンス時間等を除き、当社ウェブサイト上において閲覧できます。

⑤ 当社からのお知らせ

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社にご照会ください。

以上

取扱仮想通貨の概要

ビットコイン

○ 基礎情報

名称：	ビットコイン (Bitcoin)
売買市場の有無：	あり
財産が記録されている媒体：	ビットコインブロックチェーン
発行方法：	プルーフオブワークの仕組みにより最初にブロックを生成したマイナーとよばれる維持管理参加者に付与される形（報酬）で発行される。
認証方法：	SHA256 アルゴリズムに基づくプルーフオブワーク
発行者の有無：	なし

Satoshi Nakamoto と名乗る身元不詳の人物によって投稿された論文に基づき、2009 年に運用が開始された仮想通貨です。中央で管理するサーバを持たず、ネットワーク上に散在する複数の有志のサーバ（ノード）間で取引を検証・承認する仕組みを利用しています。検証・承認された取引は「ブロックチェーン」と呼ばれる台帳に記録され、ノードで共有されます。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： bitcoin (BTC) (補助単位として、satoshi (=1 億分の 1bitcoin))

ビットコインの財布にあたる「ウォレット」から別のウォレットへ仮想通貨を支払ったという情報をブロックチェーンに記録してもらうのに最短で 10 分程度、ブロックチェーンが全世界で共有されて取引情報が確定と言える状況になるまで 1 時間程度かかります。しかし、実際の取引ではノード網での確定を待たずに当社が取引情報を預かる等の形で即時の決済を可能としています。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

ビットコインは、およそ 10 分程度で解けるように自動的に調整される数学的な問題を解くこと（マイニングといいます。）でブロックチェーンへの記録権を得るとともに、マイニング報酬として一定のビットコインが発行されるという仕組みで発行されています。ブロックチェーンへの記録権を得てマイニング報酬を

得ようと数学問題にチャレンジするノードのことを「マイナー（採掘者）」と呼びます。数学問題を速く解くのが記録権を得る条件のため、性能の良いコンピューター資源を準備できるマイナーほど記録権を得て、ビットコインをもらえる可能性が高くなります。また、近年の取引量の増加に伴い、早く取引を確定させるために、「取引をブロックチェーンに記録してくれることを条件にマイナーに報酬を払う」という条件付き（記録手数料付き）取引も増えています。

○ 内在するリスク

a)	価値変動リスク	売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。
b)	サイバー攻撃のリスク	2016年に、香港取引所 bitfinex がハッキングを受け、取引所から約 12 万 BTC が流出した事例や、2014 年に取引所 Mt.GOX から約 75 万 BTC が流出した事例等があります。しかし、ほとんどが仮想通貨に内在するリスクではなく、パスワード・鍵の管理不備や取引所のプログラムの脆弱性を攻撃されたものです。
c)	流動性リスク	注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
d)	決済完了性がないリスク	ビットコインは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。
e)	ハードフォークによる分岐リスク	ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が 2 つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。
f)	51%攻撃リスク	悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の 51% 以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

エックスアールピー

○ 基礎情報

名称：	XRP（エックスアールピー）
売買市場の有無：	あり
財産が記録されている媒体：	XRP Ledger（旧称：Ripple Consensus Ledger, 2017年7月改称）
発行方法：	2012年のネットワーク発足時に1,000億XRP全て発行済み。
認証方法：	独自のコンセンサスアルゴリズム。信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）の80%以上の合意で取引を承認することで、ビットコイン等にくらべて高速な決済を実現している。
発行者の有無：	なし。あらかじめ作成されている。

XRPは金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供するものとして設計された仮想通貨です。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができるとされています。また、XRPはXRP Ledger上での取引における取引料としての性格も有しています。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっています。XRPは3~5秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1秒につき1,500の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっています。また、XRPにはReserveという仕組みがあり、基本Reserveとしてアドレス1につき最低20XRP以上の残高を保有する必要があります。また、所有者Reserveとしてアドレスに保有するアイテム1につき2017年現在、5XRPの追加の残高が必要となります。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： XRP（補助単位として、1drop（= 百万分の1 XRP））

パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター（検証者）になってネットワークを構成しています。そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみがUnique Node List（UNL）という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されます。そのため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっています。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

2012年に全て発行されており、今後の発行予定はありません。発行済のXRPの約61%（2018年7月時点）をRipple社が保有し、定期的に市場に流通させています。約39%はすでに市場に流通しています。また、Ripple社が保有するXRPを自己裁量で大量に売り払うのではないかと懸念を取り払うために、Ripple社は550億の保有XRPを2017年末までに暗号理論的に保証されたエスクローに預託することを2017年5月に発表しました。

○ 内在するリスク

a)	価値変動リスク	売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。
b)	サイバー攻撃のリスク	オープンソースで分散されたネットワークであるXRP Ledgerはサイバー攻撃のターゲットとなりえます。現在のところサイバー攻撃対策のためのコード改善努力の結果、コードベースの変更やXRPの消失を伴うようなサイバー攻撃は発生していません。
c)	流動性リスク	注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
d)	バリデーターのリスク	信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性があります。
e)	ソフトウェア不具合のリスク	ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できません。新しいバージョンがアップデートされる前に入念なQAを行っており不具合の可能性を最小化しています。XRP Ledgerはこれまで一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新しています。

ビットコインキャッシュ

○ 基礎情報

名称：	ビットコインキャッシュ (BitcoinCASH)
売買市場の有無：	あり
財産が記録されている媒体：	ビットコインキャッシュブロックチェーン
発行方法：	プルーフオブワークの仕組みにより最初にブロックを生成したマイナーに付与される形（報酬）で発行される。
認証方法：	SHA256 アルゴリズムに基づくプルーフオブワーク
発行者の有無：	なし

Bitcoin から 2017 年 8 月に派生したアルトコインです。Bitcoin が世界中で取引されるようになると取引情報も大量な数の処理を求められるようになり、どのように大量の取引を処理するかが課題となりました。このとき、取引データを一部ブロック外に記録する等して小さくしようとした開発コミュニティとは意見を異にした人々が、ブロックサイズを大きくすることで問題を解決しようとしたのが BitcoinCASH です。そのため、2017 年 8 月 1 日の分岐時点で Bitcoin を持っていた人が、持っていた Bitcoin と同額の BitcoinCASH を手に入れることとなり、多くの仮想通貨交換業者が、その付与に対応しました。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： BitcoinCASH (BCH 又は BCC)

財布にあたる「ウォレット」から別のウォレットへ仮想通貨を支払ったという情報をブロックチェーンに記録してもらうのに最短で 10 分程度、ブロックチェーンが全世界で共有されて取引情報が確定と言える状況になるまで 1 時間程度かかります。しかし、実際の取引ではノード網での確定を待たずに取引所が取引情報を預かる等の形で即時の決済を可能としています。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイトにて、最新情報をご確認ください。

ビットコインキャッシュは、発行に関する基本的な仕組みはビットコインと同一です。およそ 10 分程度で解けるように自動的に調整される数学的な問題を解くこと（マイニングといいます。）でブロックチェーンへの記録権を得るとともに、マイニング報酬として一定のビットコインキャッシュが発行されるという仕

組みで発行されています。ブロックチェーンへの記録権を得てマイニング報酬を得ようと数学問題にチャレンジするノードのことを「マイナー（採掘者）」と呼ぶのもビットコインと同様です。

○ 内在するリスク

a)	価値変動リスク	売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。
b)	サイバー攻撃のリスク	BitcoinCASH は歴史が浅いこともあり、大規模な盗難事件等はまだまだありません。
c)	流動性リスク	注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
d)	決済完了性がないリスク	ビットコインキャッシュは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。
e)	ハードフォークによる分岐リスク	ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。
f)	51%攻撃リスク	悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

イーサリアム

○ 基礎情報

名称：	イーサリアム (Ethereum)
売買市場の有無：	あり
財産が記録されている媒体：	イーサリアムブロックチェーン
発行方法：	プルーフオブワークの仕組みにより、イーサリアムブロックチェーンの維持管理に参加するものが、ブロック生成に必要な、およそ 15 秒間で発見可能な難易度に調整され、かつ完全に確率的で計算コストの掛かる特定のナンス (nonce) を見つけ、イーサリアムネットワークに伝播することをもって、維持管理参加者が指定するアドレスに対してプロトコルから付与される。
認証方法：	コンセンサスアルゴリズムを用いたプルーフオブワーク (将来的にプルーフオブステイクへの移行の予定あり)
発行者の有無：	なし

イーサリアムはビットコイン同様にブロックチェーン技術を活用した仮想通貨ですが、その特徴として、スマートコントラクトが挙げられます。イーサリアムにはエクスターナリー・オウンド・アカウント (EOA : Externally Owned Account) 及びコントラクト・アカウント (CA : Contract Account) という 2 つの種類のアカウントを有し、通常の資金決済等は EOA にて、スマートコントラクトは CA により管理できるように設計されるなど、スマートコントラクトのプラットフォームとしての機能が当該仮想通貨の特徴となっています。

○ 取引単位・交換制限

通貨単位： Ether (ETH)

1 ブロックの処理時間を 15 秒程度とするように調整されている通貨である。ブロックチェーンネットワーク上で移転完了の目安の一つである対象トランザクションが 6 つのブロックに含まれるまでに必要となる時間は 90 秒程度です。

○ 発行状況・流通状況

当社ウェブサイト等により、最新情報をご確認ください。

○ 内在するリスク

a)	価格変動リスク	売り手と買い手の取引量及び提示価格によって価格が刻々と変化します。
b)	サイバー攻撃のリスク	2016年にEthereum上に構築されたスマートコントラクトであるThe DAOの脆弱性を突かれた当時の時価で2億円相当のETHが不正流出した事例が存在します。
c)	流動性リスク	注文が売り又は買いのどちらか一方に偏り、取引が成立しないリスクがあります。
d)	決済完了がないリスク	イーサリアムは、確定的に取引が成立したといえる仕組みがないことから、取引が遡って無効になるリスクがあります。
e)	ハードフォークによる分岐リスク	ハードフォーク（不可逆的な仕様変更）により仮想通貨が2つに分岐し、相互に互換性がなくなるリスクがあります。その場合、大幅な価値下落や取引が遡って無効になるリスクがあります。また、ハードフォークの結果発生する新規コインを、諸般の事情によって、お客様に提供できない可能性があります。
f)	51%攻撃リスク	悪意ある者がハッシュレート（マイナーの計算力）全体の51%以上を有した場合、不正な取引を意図的に配信するリスクがあります。

以上